

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	パンチ工業株式会社			コード	6165
提出日	2021/5/28	異動（予定）日	2021/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三橋 友紀子	社外取締役	○													○		有
2	高辻 成彦	社外取締役	○													○	新任	有
3	松江 頼篤	社外取締役	○													○		有
4	鈴木 智雄	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はございません。	三橋友紀子氏は、事業法人における職務経験、弁護士としての法務全般への幅広い知見に加え、他社での社外取締役の経験を有しているほか、女性の視点から、当社のダイバーシティ経営推進に対し適切な助言がいただけたことから、社外取締役として適任であると判断しております。 当社と三橋氏の間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。
2	該当事項はございません。	高辻成彦氏は、コーポレートファイナンスやコーポレートガバナンスへの高い見識、企業IR、証券会社アナリストとしての豊富な経験、当社が属する業界動向等の外部環境に関する幅広い知識を有していることから社外取締役として適任であると判断しております。 当社と高辻氏の間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。
3	該当事項はございません。	松江頼篤氏は、弁護士として専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると判断し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 当社と松江氏の間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。
4	該当事項はございません	鈴木智雄氏は、事業会社で長年財務経理業務に携わり、また、他の事業会社では8年にわたり監査役を務めており、その豊富な財務経理に関する知識と監査経験から、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 当社と鈴木氏の間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。
5		

4. 補足説明

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準 当社は会社法における社外役員の資格要件に加え、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。 ①当社及び当社の関係会社（以下、当社グループ）の業務執行者*1ならびに過去において業務執行者であった者 ②当社グループを主要な取引先*2とする者またはその業務執行者 ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行者 ④当社の大株主*3またはその業務執行者 ⑤当社グループが大株主である会社の業務執行者 ⑥当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者 ⑦当社グループから、役員報酬以外に多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。なお、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む ⑧当社グループから多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者 ⑨当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執行者 ⑩当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者 ⑪上記②～⑩に過去3年間において該当していた者 ⑫上記①～⑪に該当する者が重要な地位（役員及び部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職）にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族 （注） *1 業務執行者：業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人 *2 主要な取引先：取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先 *3 大株主：直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主 *4 多額：その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。